

遊佐町告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第567回遊佐町議会臨時会を令和5年7月3日遊佐町役場に招集する。

令和5年6月21日

遊佐町長 時田 博機

## 第567回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和5年7月3日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 臨時議長の選出について  
仮議席の指定について  
町長挨拶
- 日程第 2 選第 1号 議会議長の選挙について
- 日程第 3 指第 1号 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選第 2号 議会副議長の選挙について
- 日程第 7 指第 2号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 指第 3号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 選第 3号 酒田地区広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選第 4号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について  
※人事案件の審議及び採決
- 日程第11 議第52号 遊佐町監査委員の選任について  
※発議案件の審議及び採決
- 日程第12 発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	駒 井 江 美 子 君	2番	今 野 博 義 君
3番	洪 谷 敏 君	4番	本 間 知 広 君
5番	那 須 正 幸 君	6番	佐 藤 俊 太 郎 君
7番	齋 藤 武 君	8番	松 永 裕 美 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	齋 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総務課長兼 産業課長兼 農委事務局長 健康福祉課長 教育課長 農業委員会 代表監査委員	池 田 内 部 門 藤 間 本	企 画 課 長 地域生活課長 市民課長 地町人教育委員	渡 太 伊 鳥 石
	田 博 久 君		田 会 和 智 治 広 ヒ
	ひ ろ み 君		と 裕 光 樹 行 子
	智 恵 敦 充 君		
	康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

本 会 議

事務局長（土門良則君） おはようございます。議会事務局長の土門です。

本臨時会は、一般選挙後初の議会であります。議長が選挙されるまで、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、佐藤俊太郎議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。佐藤俊太郎議員、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長席に着く）

臨時議長（佐藤俊太郎君） おはようございます。佐藤俊太郎でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまより第567回遊佐町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時）

臨時議長（佐藤俊太郎君） ただいまの出席議員数は12名でございます。

初議会に当たり、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、一般選挙後最初の議会に当たりまして、町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

時田町長。

町長（時田博機君） 皆さん、おはようございます。第567回遊佐町議会臨時会におきまして、新たに選出されました議員各位の初議会に際し、ご挨拶の機会を賜りますことに、私にとりましても光栄に存ずるところであり、深く感謝とお祝いを申し上げます。議員各位におかれましては、さきの6月18日に執行されました遊佐町議会議員選挙におきまして、それぞれの熱い思いを胸に立候補され、遊佐町議会史上初の無投票当選の栄誉を勝ち取られました。誠にめでとございます。町勢発展のため、広く町を俯瞰した様々な提言等をいただければと期待をいたしているところでありますし、さらなるご活躍をお祈りいたします。

まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）に基づき、オール遊佐の英知、いわゆる町民力を結集を基本理念として、子どもたちに夢を、いきいきゆぎの構築、鳥海山との共生の3つの将来像の実現に町民の皆様、議会の皆様、職員の大いなる尽力をいただいて行政を推進してまいりたいものです。

今年度は、4月には5つの小学校統合により新遊佐小学校が開校いたしました。新たな歴史を踏み出す子供たちをしっかりと支えていきたいものであります。国でのこども家庭庁発足と重ね合わせると、子供の意見の反映の義務化された意義は大変大きなものと受け止めております。待望の日本海沿岸東北自動車道の遊佐比子インターチェンジから遊佐鳥海インターチェンジまでの間が年度内に開通の見込みとなっており、本町にとって新たな時代の幕開けとなることに大きな期待をいたしているところであります。隣接する無料のインターチェンジ、遊佐鳥海インターチェンジと一体的に設置を目指す遊佐パーキングエリアタウンの整備事業の推進により、町の一層の魅力向上を図っていききたいものと考えております。そして、行

政運営に当たっては、全ては町民の幸せのためにを合い言葉に、少子化、高齢化、人口減少などの様々な課題に持続可能な魅力あふれる遊佐の創造を目指し、積極的にチャレンジしてまいります。改めて町民並びに議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますように衷心よりお願い申し上げ、遊佐町議会の発展と議員各位のさらなるご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いします。

臨時議長（佐藤俊太郎君） 日程第2、選第1号 議会議長の選挙を行います。

議長は、地方自治法第103条の規定により、選挙によって選ぶことになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例によって投票による方法で選挙したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

臨時議長（佐藤俊太郎君） ご異議ないものと認め、投票による選挙を行います。

投票に先立ちまして、議場の出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（佐藤俊太郎君） ただいまの議員の出席状況は12名であります。

次に、立会人を指名します。お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に8番、那須正幸議員、11番、本間知広議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

臨時議長（佐藤俊太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に8番、那須正幸議員、11番、本間知広議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条の規定を準用し、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。なお、白票の場合は無効投票の扱いとなります。

また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

事務局長（土門良則君） （点呼）

（投票）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。8番、那須正幸議員、11番、本間知広議員の両名の立会いをお願いいたします。

（開 票）

臨時議長（佐藤俊太郎君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合します。

うち、

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

高橋 冠治議員 6票

菅原 和幸議員 5票

斎藤弥志夫議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、有効投票の最多得票を得た高橋冠治議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（佐藤俊太郎君） ただいま議長に当選されました高橋冠治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました高橋冠治議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

高橋冠治議員、登壇願います。

5番（高橋冠治君） ただいま皆様から議長に推挙されました高橋冠治でございます。非常に今回の選挙、無競争ということでありまして、町民の議会に対する思いといいますか、考え方がいろいろ試行錯誤しているような形で今私の耳には聞こえております。前から議会改革と言われて久しいのでございますが、地方自治体の中でもやはり成り手不足、そして定数割れというようなこともありました。議会が全ての責任ではありませんが、これから新たな議会として今日から船出をしていきたいというふうに思っております。皆さんからはいろいろご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政、そして議会運営をしていくつもりでおりますので、今後ともよろしく願います。よろしく願います。

臨時議長（佐藤俊太郎君） これで臨時議長の職務は終わりました。皆様のご協力誠にありがとうございました。

それでは、新しく議長になられました高橋冠治議員、議長席にお着き願います。

議長交代のため休憩いたします。

（午前10時22分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時28分）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、議事に入ります。

この際、議事日程の追加についてお諮りいたします。日程第3より日程第11までを本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に日程第3より日程第11までを追加することに決定しました。

追加の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、指第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますが、先例によりまして、議員歴の浅い者から、議員歴が同じ場合は年齢の若い者から順次1番から指定するという申合せをしております。この方法によることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） 異議なしのようであります。この方法により指定いたします。

議員歴の若い者、年齢の若い順に、事務局において調査した結果により、事務局長が読み上げます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君）

指第1号

議席の指定について

遊佐町議会会議規則第4条の規定により、議席を次のように定める。

令和5年7月3日 提出

遊佐町議会議長 高橋冠治

番号、氏名。

1 駒井江美子 2 今野博義 3 渋谷敏 4 本間知広  
5 那須正幸 6 佐藤俊太郎 7 齋藤武 8 松永裕美  
9 菅原和幸 10 土門治明 11 齋藤弥志夫 12 高橋冠治

以上です。

議長（高橋冠治君） ただいま土門事務局長が読み上げましたとおり、議席をそれぞれ指定いたします。

その順に議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時31分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

議長(高橋冠治君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。1番、駒井江美子議員、2番、今野博義議員を指名いたします。

日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第6、選第2号 議会副議長の選挙を行います。

副議長は、地方自治法第103条の規定により、選挙により選ぶこととなっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例によって投票による方法で選挙したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認め、投票による選挙を行います。

投票に先立ちまして、議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(高橋冠治君) ただいまの議員の出席状況は12名であります。

次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に7番、齋藤武議員、8番、松永裕美議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に7番、齋藤武議員、8番、松永裕美議員を指名いたします。

投票用紙を配付させていただきます。

(投票用紙配付)

議長(高橋冠治君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

議長(高橋冠治君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条の規定に準じ、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局の点呼に応じ、順次投票願います。なお、白票の場合は無効投票の扱いとなります。

また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

事務局長(土門良則君) (点呼)

(投票)

議長(高橋冠治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番、齋藤武議員、8番、松永裕美議員の両名の立会いを願います。

(開票)

議長(高橋冠治君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合しております。

うち、

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

齋藤 武議員 6票

松永 裕美議員 1票

菅原 和幸議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、有効投票の最多数を得た齋藤武議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(高橋冠治君) ただいま副議長に当選されました齋藤武議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました齋藤武議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

す。

齋藤武議員、登壇願います。

7 番（齋藤 武君） ただいま副議長に選出されました齋藤武でございます。大変身の引き締まる思いであります。よく副議長は議長を支える存在と言われておりますけれども、私自身まだまだその技量はありません。むしろ議長と共に諸課題に取り組む中で力をつけていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

日程第7から日程第10までの議会関係の人事案件等につきましては、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午前10時50分）

休 憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

議 長（高橋冠治君） 日程第7、指第2号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。総務厚生常任委員会委員並びに文教産建常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋冠治君） 以上のとおり総務厚生常任委員会委員及び文教産建常任委員会委員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の正副委員長互選のため休憩し、各常任委員会を招集します。

暫時休憩いたします。

（午前11時48分）

休 憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時）

議長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

総務厚生常任委員長に斎藤弥志夫議員、同副委員長に渋谷敏議員、文教産建常任委員長に松永裕美議員、同副委員長に駒井江美子議員、以上のとおりそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

次に、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして着座にて朗読させます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 以上のとおり議会広報常任委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程第8、指第3号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 以上のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため休憩し、議会広報常任委員会及び議会運営委員会を招集します。

暫時休憩いたします。

（午後2時04分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（高橋冠治君） 議場が大分蒸し暑くなっておりますので、上衣は自由にしてください。

議会広報常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会広報常任委員会委員長に本間知広議員、同副委員長に駒井江美子議員、議会運営委員会委員長に那須正幸議員、同副委員長に今野博義議員、以上のとおり互選されましたので、ご報告申し上げます。

次の日程に入る前に、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についての発議案件1件を日程第11の次に追加し、日程第12といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第12、発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についてを追加することに決しました。

次に、日程第9、選第3号 酒田地区広域行政組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、酒田地区広域行政組合議会議員に佐藤俊太郎議員と那須正幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました佐藤俊太郎議員と那須正幸議員を同組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤俊太郎議員と那須正幸議員が酒田地区広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤俊太郎議員と那須正幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第10、選第4号 庄内広域行政組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。庄内広域行政組合議会議員の選出については、庄内町村議会議長会において町村選

出議員の場合は、議会を代表する議会議長もしくは相当する代表議員を選任することに申し合わせており、このことについては全員協議会でも確認していることから、この際選挙によらず、議長を同組合議会議員の当選人と定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） 異議なしと認めます。

よって、議長、私、高橋冠治が庄内広域行政組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後2時54分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時30分）

議長（高橋冠治君） 日程第11、議第52号 遊佐町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土門治明議員の退場を求めます。

（土門治明議員 退席）

議長（高橋冠治君） 事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第52号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、空席となった遊佐町監査委員に新たに土門治明氏を選任したく、議会の同意を得るものであります。

よろしく審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、先ほどの全員協議会で協議されたこととありますので、原案のとおり土門治明議員に同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

土門治明議員の出席を求めます。

（土門治明議員 入場）

議長（高橋冠治君） 次に、発議案件に入ります。

日程第12、発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についての件を議題といたします。  
事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第567回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後3時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年7月3日

遊佐町議会臨時議長 佐藤俊太郎

遊佐町議会議長 高橋冠

治

遊佐町議会議員 駒井江美

子

遊佐町議会議員 今野博

義